

平成 27 年 4 月 14 日

厚生労働省健康局
局長 新村 和哉 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



保健師や地域保健施策等に関する要望書

厚生労働省健康局におかれましては、日頃より国民の健康づくりや地域保健等の施策の充実のためにご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

少子超高齢社会を迎える中、誰もが安心して健やかな暮らしを継続できるための地域包括ケアシステムの整備・構築が市町村、都道府県の責務となっています。なかでも、市町村や都道府県・保健所といった行政で働く保健師には、地域の特性に併せた地域包括ケアシステム体制を構築し牽引する要となることが期待されています。加えて、家族や社会の変化を受け、行政で働く保健師にはこれまで以上に、乳幼児や児童、高齢者、障害者の虐待防止、生活習慣病の重症化予防、がんや認知症対策、災害対策や感染症対策等に取り組むことも求められております。

平成25年には「地域における保健師の保健活動指針」が10年ぶりに見直され、昨年からは「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」も開始となりました。保健師がより有効に力を発揮することは、国民の健康の保持増進の上で必須であると考えます。

また、がん対策においては、第2期がん対策推進基本計画における、緩和ケアの推進ならびにがん患者の就労支援を更に推進するために、在宅緩和ケアの充実にむけた施策やがん診療連携拠点病院の看護職による患者の治療と仕事の両立支援の充実が不可欠です。

こうしたことに鑑み、今後の様々な施策の実施にあたっては、次の事項につきましてご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

重点要望

1. 行政保健師の質の向上への支援
2. 統括保健師の配置の推進
3. がん拠点病院等における緩和ケアならびに在宅緩和ケアの推進
4. がん患者の仕事と治療の両立にむけた看護師による支援の質向上

1. 行政保健師の質の向上への支援

[要 望]

- 1) 保健師の現任教育体制の整備、拡充を図りたい。
- 2) 行政保健師のキャリアパスの策定を推進されたい。

要望の背景

先般発出された「地域における保健師の保健活動指針」の中には、地域診断に基づくPDCAサイクルの実施、個別課題から地域課題への活動の展開、予防的介入の重視、地区活動の強化、地区担当制の推進、部署横断的な保健活動、地域のケアシステムの構築、人材育成等が基本的な方向性として示された。保健師は、個別の対人支援技術から地域づくり、施策化など、保健師としての専門的スキルを常に向上させ、高い技術をもって住民の健康保持・増進に寄与することが求められており、人材育成は重要である。

加えて、多部署に配属されている保健師の活動を組織横断的に連結・連動させていく統括保健師の役割も重要となってきた。健康課題を地域の課題として捉え、優先度を判断しながら、柔軟なアプローチをもって解決をしていくためには、統括保健師がその機能を発揮できるような現任教育体制の整備も急務である。

これらのことから、保健師における新人、中堅期、管理期、統括保健師などの各期の現任教育体制を整備していくことはもとより「保健師におけるキャリアパス」の策定も急務である。「キャリアパス」が明示されることにより、保健師は中・長期的にどのようなスキルや専門性を身につけていくかを具体的に認識することができる。昨年「保健師の研修のあり方に関する検討会」が開始され、系統的な現任教育体制の整備と併せて、保健師のキャリアパスやラダーの必要性も議論されてはじめた。現任教育体制の整備とキャリアパスの策定を進めることで、保健師の系統的な現任教育体制の構築がなされると考える。

これらのことを鑑み「地域における保健師の保健活動指針」に則りつつ、行政保健師の現任教育体制の整備や行政保健師のキャリアパス策定をより推進するよう努められたい。

2. 統括保健師の配置の推進

[要 望]

- 1) 保健師活動指針に示された統括保健師の配置及び育成を推進されたい。

要望の背景

前述したが、保健師に期待される役割は拡大し、保健師の活動領域・分野は広がっている。こうした実態から、保健師は様々な分野に分散し配置されるようになってきた。そのため、分散配置されている保健師間の連携・協働を図り、健康課題を整理しながら、効果的な保健活動を実践するた

めに組織横断的な取り組みを行う統括保健師の配置は必須であるとする。また、統括保健師は、組織横断的な取り組みの中で、保健師の人材育成などを計画的に行う機能も果たしており、統括保健師をすべての自治体に明確に位置付けることは不可欠であるとする。都道府県によっては、「統括的役割を担う保健師の配置」に務めるよう県の健康福祉部長が市町村宛に文書を発出しているところもあり、配置推進の動きもみられはじめている。

しかしながら「保健師の活動基盤に関する基礎調査」においては、現在統括保健師として活動するにもかかわらず、中堅期や管理期の研修未受講のままその役割を担っている実態も明らかになった。未受講理由の多くは「研修がない」であり、統括保健師の育成を推進する体制は脆弱と言わざるを得ない。これらのことを鑑み、統括保健師の配置を推進及びその育成の体制を推進されたい。

3. がん診療連携拠点病院等における緩和ケアならびに在宅緩和ケアの推進

[要 望]

1) 緩和ケアならびに在宅緩和ケアを推進するためにリンクナースの育成ならびにリンクナース等を対象とした訪問看護ステーション等への派遣研修事業を実施されたい。

要望の背景

専門的緩和ケアへのアクセスを改善するために、緩和ケアチームと病棟スタッフとをつなぐリンクナースの活躍に期待が寄せられている。がん患者に質の高い緩和ケアを提供する体制を整えるために早急なリンクナースの育成と定着が必要である。このため、医療機関の看護師が就労状況に合わせて学習ができ、かつ効率的なリンクナース養成を行えるよう、リンクナースに必要な基本的知識をインターネットにより配信する新たな研修事業を提案したい。

一方、在宅緩和ケアの推進には、拠点病院の看護職の在宅医療、在宅緩和ケアに対する理解を深め、患者に対して入院時から退院後の生活を見越した看護を提供していく必要がある。

以上のことから、リンクナース等が在宅緩和ケアを提供する訪問看護ステーション等に一定期間派遣され、地域包括ケアシステムにおける訪問看護師の役割や在宅緩和ケア等を体験的に学び、拠点病院におけるがん看護に生かしていく研修の枠組みを構築し、全国の拠点病院で実施できるよう新たな研修事業の実施を求めたい。

4. がん患者の仕事と治療の両立にむけた看護師による支援の質向上

[要 望]

1) がん患者に対して医療機関の看護職が就労支援を確実に提供できるよう、「がん患者の就労に関する総合支援事業等」における主治医等の医療従事者向けの研修事業を継続して実施されたい。

要望の背景

がん患者の就労支援は、患者が、がんになっても仕事を辞める選択をすることなく治療や療養に専念して治療を完遂し、社会復帰する上で非常に重要である。しかし、医療機関の看護職は、就労支援について十分な基本的知識を有している状況にないことから、がん患者のニーズに応えられているとは言い難い。このため「がん患者の就労に関する総合支援事業等」における主治医等の医療従事者向けの研修を引き続き実施し、看護職ががん患者に対する就労支援を確実に提供できる体制を整える必要がある。

以上のことから、同研修を継続するための予算措置を求めるとともに、研修の内容については、平成 27 年度の成果を踏まえて、より充実したプログラムとするよう検討を求めたい。